定期監査報告書

第１　監査の概要

１　監査の対象

平成３０年４月１日から平成３０年１２月３１日までの次の財務に関する事務の執行等について監査を行った。

総務課	職員数及び人件費の支出
企画政策課	婚活支援事業の収入・支出事務
	ふるさと納税推進事業の収入・支出事務
	三種町まち・ひと・しごと総合戦略住民意識調査業務委託の契約事務
町民生活課	滞納繰越調定と徴収事務
福祉課	滞納繰越調定と徴収事務
	公立保育園の施設管理と運営費の予算執行
	三種町社会福祉協議会補助金の支出
	地域福祉相談事業補助金の支出
農林課	滞納繰越調定と徴収事務
上下水道課	滞納繰越調定と徴収事務

２　監査の実施日

平成３１年２月２１日（木)、２２日（金）

３　実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行等について、関係執行機関から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

第２　監査の結果

監査の結果、財務に関する事務等は、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、次の事項については、改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

1　職員の再任用について

定年延長も念頭に、職員を再任用する際の配置基準（職種等）を検討すること。

2　滞納繰越金に係る徴収事務について

滞納繰越となっている債権の徴収事務については、所管課によってその取り組みに差があるように見受けられる。

しかし、いずれの債権についても町の貴重な自主財源であることから、課等を横断した指針または基準を定めることで合理的かつ実効を上げる体制にすべきである。

3　公立保育園のあり方について

第２次三種町総合計画の主要施策に「子育て支援の充実」が掲げられているが、実態として、保育サービスを必要とする世代の保育園運営に対する不安は大きい。

今後、保育園のあり方についてアンケートを予定しているようだが、まずは町の財政状況や方針を町民へ明確に説明してから実施すべきである。

なお、保育環境の整備は子供を第一として検討されるべきものであり、また、経済的、効率的かつ効果的な保育園運営に資するためには、山本地域の保育園については、早急な統廃合を要すると考える。

4　事務事業の合理化について

県が関連する事業等については､合理化に向けた不断の見直しを行い、要望すべきことは要望すること。